

## 金融機関取引の注意点～トラブルに発展させない為に～

金融機関取引を長年続けているとトラブルに遭遇することもあります。今回は2つの事例を通して、金融機関との取引における注意点をご紹介します。

### 実際のトラブル1. 振込できない

#### 【詳細】

口座から振込しようとしたが、残高不足で振込ができなかった。

#### 【原因】

他店券(手形、小切手)による入金であったため、資金化されなかった。(他店券の資金化には2営業日かかる)

#### 【注意点】

- ① 資金化されていない状態でも通帳の残高は**資金化後の残高**が表示されます。
- ② 資金化するのは2営業日後の始業時間ではなく、**お昼頃**になります。

### 実際のトラブル2. 融資申し込み

#### 【詳細】

全ての融資を完済してからしばらく経ち、再度融資の申し込みをしたが、必要書類の内容が新規申し込み時のように複雑になり、対応が遅れた。

#### 【原因】

一度全ての融資を完済して時間が空くと、次の融資は新規融資と同じ扱いになる場合があります。完全に融資取引が切れてしまっていた場合には、取引約定書や印鑑証明書、謄本等、その分の印紙代や手間がかかる上、**審査も新規先に対するもの**になる可能性があります。

#### 【注意点】

このような場合、資金が必要な時期に間に合わなくなる可能性が出てきます。ですから、融資に関することは早めに取引金融機関に相談し、スケジュールを確認してください。金融機関によって方針も違うかもしれませんが、早ければ早いほどトラブルになる可能性は低くなります。

### 1. 金融機関の対応

問題が起きた際、金融機関側の対応に不満を感じる方もいらっしゃると思います。しかし、取組方針があり、それに従っているにすぎません。

#### 【トラブルにも関わらず支店長が出てこない】

支店長は支店の最高責任者であり、最終意思決定者です。支店長がいると、その場で対応の決定を迫られるケースがあるため、基本的に支店長ではなく次長が対応します。このような事情がある為、支店長が出てこないという理由で取引解消まで考えてしまうことは時期尚早と言えます。どこの金融機関も同じような対応だと考えられます。

### 2. 複数行取引の推奨

このようなトラブルを経験した方の中には、取引を解消する方もいらっしゃると思います。そこで、複数行との取引を検討してはいかがでしょうか。自社の規模に合った金融機関と取引をするのが最良ですから、信用金庫・信用組合にも目を向けていただきたいと思います。

信用金庫・信用組合には制約があり、それによって発生するメリットがあります。

#### 【制約】

信用金庫・信用組合は営業範囲が決まっているため、その**地区外**に住所のある法人や個人とは**基本的には取引ができません**。

#### 【発生する利点】

地元でしか営業ができない為、地元のお客様の信頼を失うと商売ができません。その為、**地元のお客様に対して親身に対応します**。

もちろん、担当者や金融機関によるところもありますが、1行は取引を持って損はありません。

### 3. 最後に

このような金融機関の仕組みを知ることで注意する点が視えてくるはずです。円滑な取引をする為にも、金融機関の事を知っておくことも重要です。問題が発生した場合に備え、自分たちを守る為にも複数行と取引されることを推奨いたします。